

【応急対策】

基本方針

- 1 自助・共助による応急対策を推進する
- 2 事業所・ボランティアによる応急対策を推進する

基本方針1 自助・共助による応急対策を推進する

1 市民自身による応急対策

- 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 災害情報、避難情報の収集を行い、落ち着いた行動をとる。
- 上下水道・ガス・電気・電話等のライフラインをはじめ、食料の供給が途絶えた場合には、あらかじめ各家庭で備蓄している食料・水・生活必需品を活用する。
- 避難所で生活する場合には、自らが避難所運営に参加する。

2 地域による応急対策の実施

□ 対策内容と役割分担

消防団、自主防災組織及び事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）を行う。 ○ 安否や被害についての情報収集を行う。 ○ 初期消火活動を行う。 ○ 救出活動を行う。 ○ 負傷者の手当・搬送を行う。 ○ 市民の避難誘導を行う。 ○ 要配慮者の避難支援を行う。 ○ 避難所の設置・運営を行う。 ○ 自治体及び関係機関への情報伝達を行う。 ○ 炊出し等の給食・給水活動を行う。

□ 詳細な取組内容

1 自主防災組織

(1) 消火活動

- 地域配備消火器等を活用した初期消火を実施する。

- 地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。
- 消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。
- (2) 救出・救護活動
 - 地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。
 - 負傷者を救出し、応急救護を実施するとともに、緊急医療救護所等へ搬送する。
 - 避難行動要支援者については、登録名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。
- (3) 避難所の設置・運営
 - 自主防災組織等のリーダーを中心に施設職員と連携して、避難所を設置する。
 - 自主防災組織等のリーダーを中心に避難所運営協議会を設置し、避難所の運営を行う。
 - 女性や要配慮者等にも配慮した避難所の運営を行う。
- (4) 非常用電源の確保
 - 非常用電源の確保を行い、情報収集を図るとともに、日頃から使用している家電製品等を作動させるなど、地域における円滑な自主防災活動を行う

3 消防団による応急対策の実施

1 対策内容と役割分担

地域に密着した防災機関として、市民に対して出火防止、初期消火活動等と呼びかけるとともに、火災その他災害に対し、多摩消防署と連携し、次の消防活動にあたる。

- 消防隊と連携した消火活動を行う。
- 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動を行う。
- 災害情報の収集・伝達を行う。
- 住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等を行う。

2 詳細な取組内容

(1) 活動態勢

- 指定された場所に参集する。
- 各分団は、事前計画に基づき参集状況に応じた班編成を行う。
- 必要により消防署隊と災害現場を区分し、消防活動を行う。
- 各分団は、原則として自己分団区域内の災害に対応する。
- 本団は、必要により各分団の相互応援を指示する。
- 本団は、消防署隊と連携し、効果的な部隊の運用を行う。

(2) 出火防止

- 市民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。

(3) 情報の収集等

- 参集途上において、消火活動上必要な災害状況、道路障害状況等の情報収集を行う。
- 参集後において、情報班を編成し、担当区域の災害状況、道路障害状況等の収集を行う。
- 収集情報を、携帯無線機等を活用し、本団等に報告する。

(4) 消火活動

- 救助救急に優先し、対応する。
- 各分団は、自己分団区域内の火災に出動する。
- 各分団は、本団が出動を指示した火災に出動する。
- 建物火災や避難所、避難経路に係る火災を優先して対応する。

(5) 救助救急

- 地域住民と協働し、救助救急活動を行う。
- 負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。

(6) 避難場所の防護等

- 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

(7) 消防部隊への応援

- 多摩消防署の応援を行う。

(8) その他

- 消防活動上支障がある道路障害物の排除等を行う。

基本方針2 ボランティア・事業所による応急対策を推進する

1 ボランティアとの連携

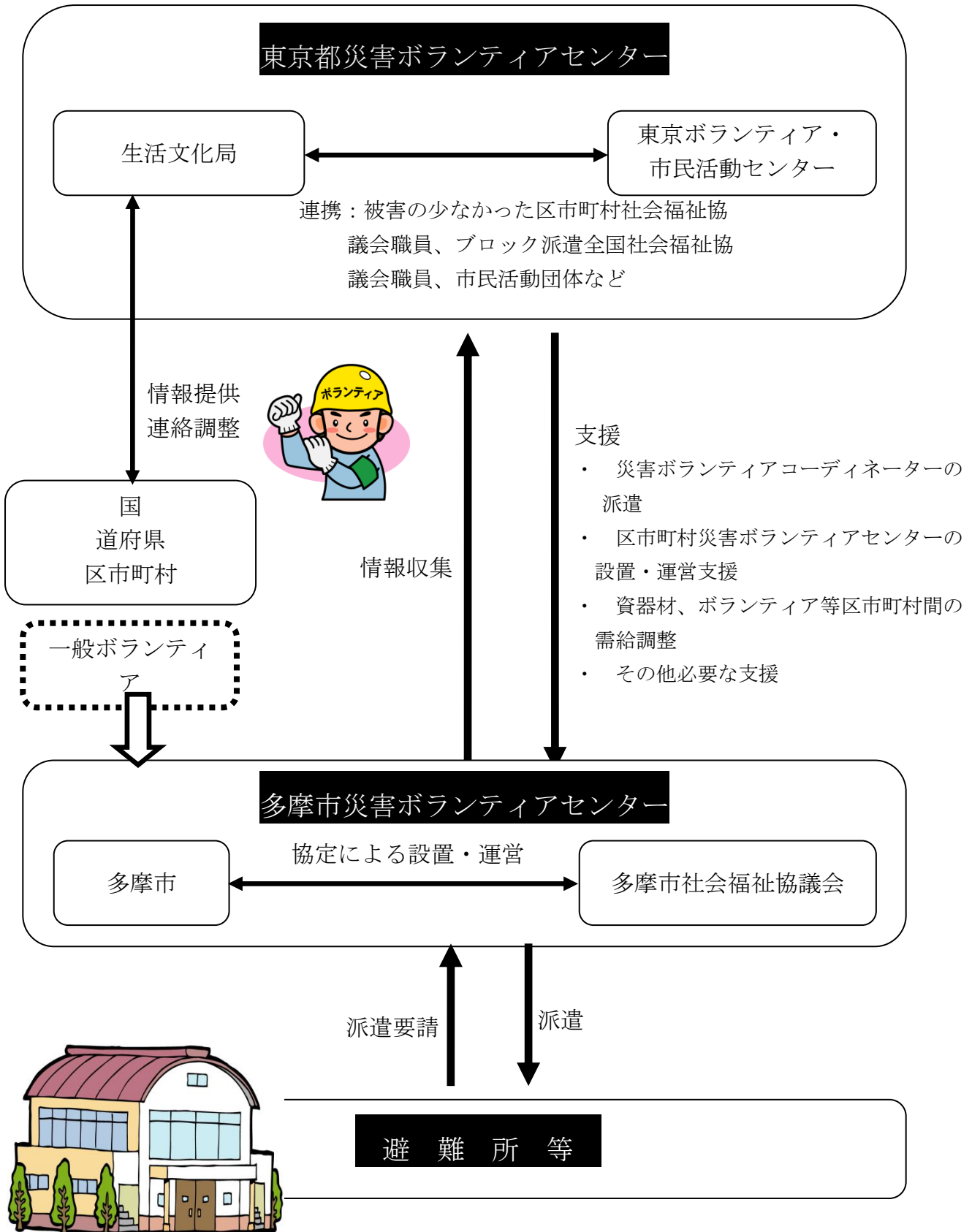
□ 対策内容と役割分担

多摩市は、多摩市災害ボランティアセンターを設置・運営し、都及び関係機関等と連携して、災害ボランティアを効果的に活用する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 福 祉 医 療 対 策 部	○ 多摩市社会福祉協議会等と協働し、災害ボランティアセンターを設置・運営する。
多 摩 中 央 警 察 署	○ 交通規制支援ボランティアへ支援を要請する。
多 摩 消 防 署	○ 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部を設置する。 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティアへ活動を要請する。
多摩市社会福祉協議会	○ 多摩市災害ボランティアセンターを設置・運営する。 ○ 東京都災害ボランティアコーディネーターとの連携調整を図る。 ○ 全国社会福祉協議会など福祉関係組織との連絡調整を図る。 ○ 災害ボランティアへ必要な情報や資器材等を提供する。

□ 業務手順

【一般ボランティア】



2 事業所による応急対策の実施

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来訪者や従業員等の安全確保措置を行う。 ○ 出火防止を実施する。 ○ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。 ○ 施設の安全を確認した上で、従業員の一齐帰宅を抑制する。 ○ 事業所での災害対策完了後、事業所相互間の協力態勢及び自主防災組織等と連携し、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。 ○ 火災が発生した場合は、安全確保を実施したうえで、初期消火を実施する。 ○ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。 ○ 事業所相互間の協力態勢及び自主防災組織等との連携による消火活動、救護活動等を行う。

□ 詳細な取組内容

措 置	内 容
在館者等の誘導・安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在館者の整理、誘導、案内 ○ 宿泊客、入院患者等の安全な場所への誘導 ○ 避難経路の確認、避難障害の排除 ○ エレベーターの使用禁止
出火防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ やむを得ないものを除き、火気使用設備の使用停止 ○ 火気取扱場所の安全確認、消火器等による初期消火
救助救急	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民と協働した救助救急活動 ○ 負傷者に対する応急措置、安全な場所への搬送
危険物等の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ やむを得ないものを除き、取扱いの中止 ○ タンク、ボンベ、収納容器等の安全措置の確認 ○ 取扱場所及び設備の安全確認 ○ 消火器、中和剤、土のう、油吸着材等の活用
建築物等の緊急点検・補強等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看板、照明器具、装飾品等の固定状況の確認と安全措置 ○ 窓ガラス、書棚等のガラス等の落下、散乱状況の確認 ○ ロッカー、書棚、OA機器等の転倒落下状況の確認 ○ カーテン、ブラインド及びシャッターの閉鎖（受傷危険の排除） ○ 破損しやすい物、重量物等の転倒等状況の確認 ○ 危険箇所への立入りの禁止措置

措 置	内 容
非常用物品等の 確認、準備	<ul style="list-style-type: none">○ 救出・救護等の資器材の確認○ 飲料水、消火用水、非常用物品の点検、確保○ すぐに使用できる場所等への移動

